

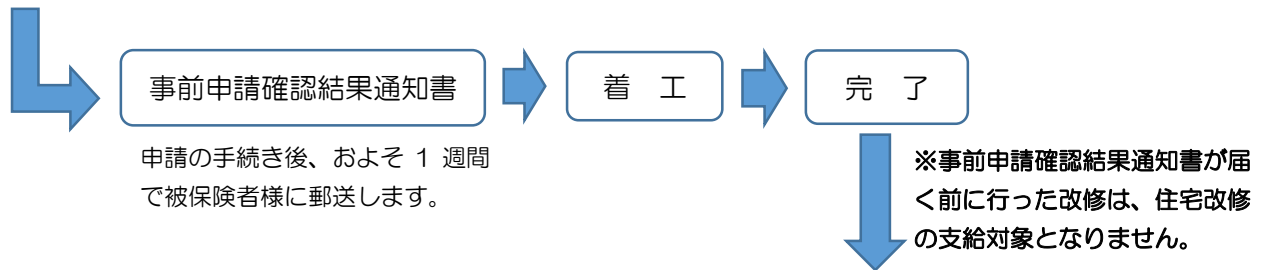
介護保険住宅改修（償還払い）の流れ

申請から支給までの流れは、次のようになります。

事前の申請手続き

《申請時に必要な書類》

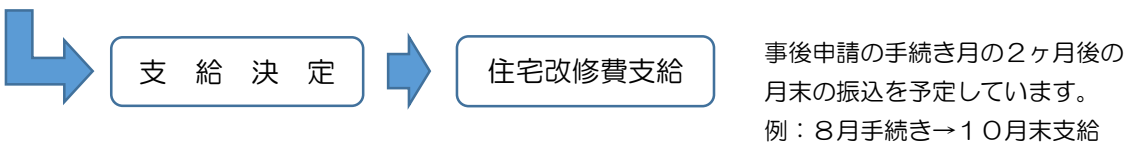
- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（申請者欄は被保険者の情報）
- ② 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、いずれかの者が記入）
- ③ 施工費用の見積書（宛名は被保険者）…工事箇所や内容ごとに材料費や取付費等を区分してあるもの。住宅改修費の対象外費用が含まれる場合、対象費用と対象外費用を分けて記載してあるもの。
- ④ 平面図（被保険者本人の動線が分かり、改修の位置や内容が確認できるもの）
- ⑤ 着工前の写真（改修箇所及び、撮影日が確認できるもの。日付機能がなければ黒板等に日付を記載し撮影したもの。段差解消の場合スケール付の写真が必要。）
- ⑥ 住宅改修の承諾書（改修を行う住宅の所有者が本人の場合、不要）



事後の申請手続き

《申請時に必要な書類》

- ① 領収証（宛名は被保険者、原本が必要）
- ② 完成後の写真（着工前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの。日付機能がなければ黒板等に日付を記載し撮影したもの。）
- ③ 請求書（工事費内訳書）…改修内容・金額に変更がなければ提出不要



介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け（玄関、廊下、浴室等）
- ② 段差や傾斜の解消（敷居を撤去する。スロープや踏み台を設置する。床、廊下、便所等の段差の解消等）
- ③ 床材の変更（滑りの防止や移動の円滑のために、畳敷から板製やビニル系の床材に変更する等）
- ④ 扉の取り替え、扉の撤去（開き戸を、引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に取り替える。扉を撤去する。ドアノブを取り替える等）
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥ これらに付帯して必要となる住宅改修

支給限度基準額…20万円

【内訳：支給上限額（9割分）…18万円

被保険者負担額（1割分）…2万円】

※被保険者負担額は、対象工事の1割分（又は2割分）と上限額を超えた費用となります。